

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2025年5月10日

# 中国人民元ソブリンオープン (元高米ドル安戦略)

愛称 <sup>むげん</sup> 夢元ドル戦略

追加型投信/海外/債券



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。  
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社から交付されます。ご請求された場合にはその旨をご自身で記録しておくようにして下さい。

委託会社 ファンドの運用の指図を行う者

**SBI 岡三アセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第370号

〈照会先〉

電話番号 **03-3516-1300**

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

ホームページ <https://www.sbiokasan-am.co.jp>

受託会社 ファンドの財産の保管及び管理を行う者

**三菱UFJ信託銀行株式会社**

| 商品分類    |        |                   | 属性区分                         |      |        |               |               |
|---------|--------|-------------------|------------------------------|------|--------|---------------|---------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 投資対象資産                       | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態          | 為替ヘッジ         |
| 追加型     | 海外     | 債券                | その他資産<br>(投資信託証券<br>(債券 公債)) | 年2回  | アジア    | ファミリー<br>ファンド | あり<br>(代替ヘッジ) |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類及び属性区分の内容は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

**〈委託会社の情報〉**

設立年月日:1964年10月6日

資本金:1億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:16,690億円

(資本金、純資産総額は2025年2月末現在)

- この目論見書により行う中国人民元ソブリンオープン(元高米ドル安戦略)の募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年5月9日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2025年5月10日に生じております。
- ファンドの商品内容に関して重大な約款変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は受託会社により保管され、信託法に基づき分別管理されております。

## ■ ファンドの目的

安定した収益の確保と投資信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

## ■ ファンドの特色

### 1 | 中国本土に流通する中国人民元建ての中国のソブリン債\*に投資を行います。

\* ファンドにおけるソブリン債とは、国および政策銀行が発行する債券をいいます。

政策銀行…国家開発銀行、中国輸出入銀行、中国農業発展銀行

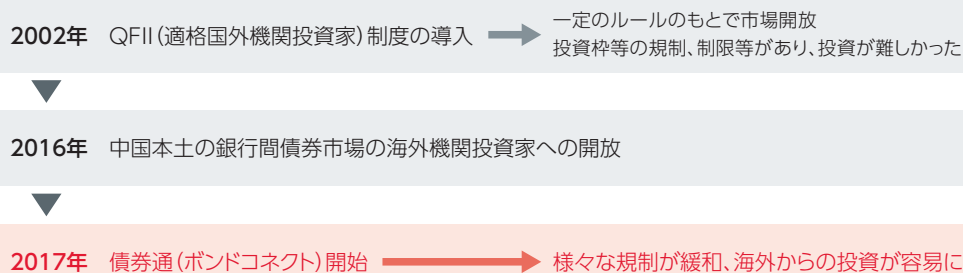
- 実際の運用は中国人民元ソブリンマザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)を通じて行います。
- 中国人民元建てソブリン債への投資は、原則として、債券通(ボンドコネクト)を活用して行います。



#### 債券通(ボンドコネクト)とは…

中国本土と香港間の債券相互取引制度で2017年7月にスタートしました。  
海外機関投資家は、香港経由で、中国本土の銀行間債券市場での債券投資が可能となりました。

#### 中国債券市場開放の主な変遷



ファンドの  
目的・特色



投資  
リスク



運用実績



手続・  
手数料等

- 2 | 運用にあたっては、金利予測やイールドカーブ分析を基に、対象銘柄の流動性を勘案して、ポートフォリオの構築および修正を行います。
- 3 | ソブリン債の実質組入比率は高位を保つことを基本とします。
- 4 | 実質的に米ドルから中国人民元に投資を行うのと概ね同様の効果を得ることを目指します。このため、米ドルに対する人民元の為替変動の影響を受けることとなります。

- 円と人民元の為替変動リスクに影響を与える円と米ドルの為替変動リスクを低減させるため、実質組入外貨建資産（人民元建て資産）額と同額程度の米ドル売り／円買いの為替予約取引を行います。円の短期金利が米ドルの短期金利より低い場合には、その金利差相当分のコストが生じます。

資金動向、市況動向、投資信託財産規模、投資対象国の規制等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### 「元高米ドル安戦略」について

##### 「元高米ドル安戦略」

米ドルから人民元建て債券（ソブリン債）に投資を行うのと、概ね、同様の効果を得ることを目指します。

※為替ヘッジコストがかかる場合があります。



##### ●債券の価格変動が基準価額に与える影響

|                |             |   |
|----------------|-------------|---|
| 金利の低下（債券価格の上昇） | 基準価額のプラス要因  | ↑ |
| 金利の上昇（債券価格の下落） | 基準価額のマイナス要因 | ↓ |

##### ●為替変動が基準価額に与える影響

|         |      |             |   |
|---------|------|-------------|---|
| 米ドルに対して | 人民元高 | 基準価額のプラス要因  | ↑ |
|         | 人民元安 | 基準価額のマイナス要因 | ↓ |

※基準価額に与える影響は、上記に限定されるものではありません。

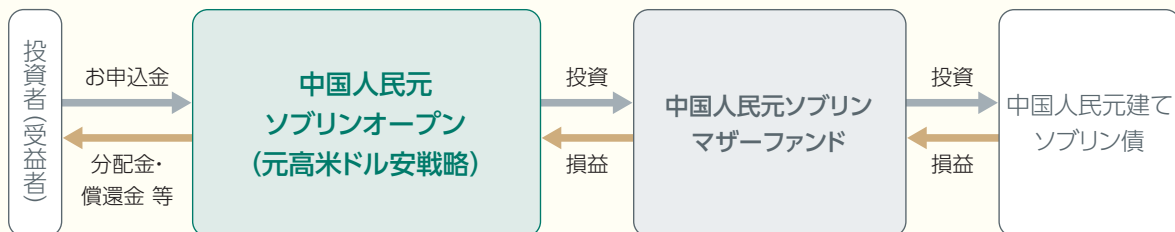
#### 円と米ドルの為替ヘッジを行います。

円に対する人民元の為替レートは、円と米ドルの為替レートの影響を受けます。したがって、円と米ドルの為替ヘッジを行うことで、円に対する人民元の為替レートは概ね、米ドルに対する人民元の為替レートようになります。

※為替ヘッジ（米ドル売り／円買いの為替予約取引）において、円の短期金利が米ドルの短期金利より低い場合には、その金利差相当分のコストが生じます。なお、為替市場の状況によっては、コストが金利差相当分を上回る場合があります。

## ●ファンドの仕組み

マザーファンドの受益証券を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



## ●主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

## ●分配方針

毎年2月10日および8月10日(それぞれ休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
- 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## ■ 基準価額の変動要因

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、中国のソブリン債等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

### ● 主な変動要因

#### 金利変動リスク

金利は、経済環境や物価動向、金融政策、経済政策等を反映して変動します。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、金利が低下した場合には債券の価格は上昇します。

#### 為替変動リスク

外貨建資産額と同額程度の米ドル売り／円買いの為替予約取引を行うため、主に米ドルに対する人民元の為替変動の影響を受けることになります。一般に米ドルに対する人民元安はファンドの基準価額の下落要因となり、米ドルに対する人民元高はファンドの基準価額の上昇要因となります。

なお、当該為替予約取引により、円に対する人民元の為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、為替相場が急激に変動した場合には、米ドル／人民元の為替相場がファンドの評価に用いる米ドル／円と人民元／円の為替レートから計算される水準と大きく異なることがあります。これによりファンドの基準価額の動きが米ドル／人民元の動きと一時的に大きく乖離することがあります。

#### カントリーリスク

投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社会情勢の混乱等の影響を受けることがあります。

#### 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となることがあります。

### ● その他の変動要因

#### 流動性リスク

※基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

○  
ファンドの  
目的・特色

○  
投資  
リスク

○  
運用実績

○  
手続・  
手数料等

## ■ その他の留意点

- ファンドは、米ドル売り／円買いの為替予約取引を行います。円は短期金利が米ドルの短期金利より低い場合には、その金利差相当分のコストが生じます。為替市場の状況によっては、コストが金利差相当分を上回る場合があります。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。
- ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額に影響を受けることがあります。

### 中国人民元建てソブリン債投資に関する主なリスクおよび留意点

- 中国の証券市場および証券投資に関する枠組みには、様々な制限および制約が設けられています。中国当局の政策変更等により、現在の規制・制約等が変更された場合、新たな規制等が設けられた場合、あるいは税制等が変更された場合、ファンドの基準価額が大きく影響を受けることや、ファンドの換金請求代金の支払いが遅延したり、投資信託財産の一部の回収が困難となる可能性があります。
- ボンドコネクトを通じた中国人民元建てソブリン債への投資に際し、取引通貨はオフショア人民元の為替レートが適用されます。オフショア人民元と中国本土のオンショア人民元の為替レートの値動きは乖離する場合があります。

## ■ リスクの管理体制

委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。執行役員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

ファンドの  
目的・特色

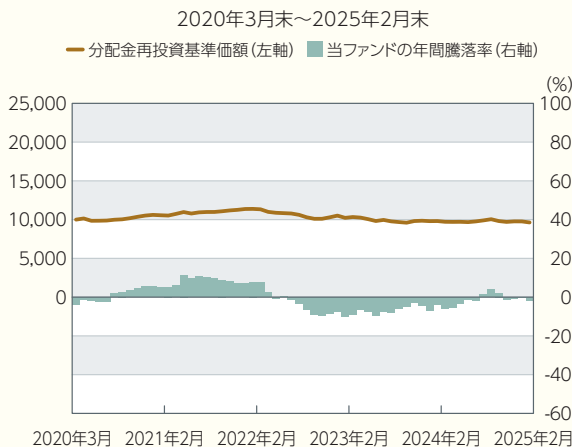
投資  
リスク

運用実績

手続・  
手数料等

## (参考情報)

## ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



\* 分配金再投資基準価額は、2020年3月末を10,000として指数化しております。

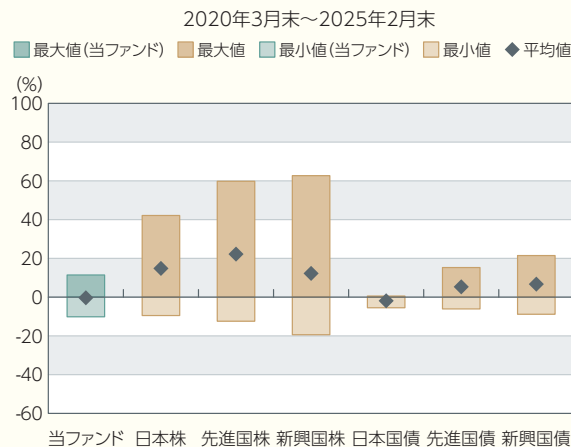
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。

\* 年間騰落率は、2020年3月から2025年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



| (%) | 当ファンド  | 日本株   | 先進国株   | 新興国株   | 日本国債  | 先進国債  | 新興国債  |
|-----|--------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 最大値 | 11.4   | 42.1  | 59.8   | 62.7   | 0.6   | 15.3  | 21.5  |
| 最小値 | △ 10.2 | △ 9.5 | △ 12.4 | △ 19.4 | △ 5.5 | △ 6.1 | △ 8.8 |
| 平均値 | △ 0.3  | 14.8  | 22.2   | 12.2   | △ 1.9 | 5.3   | 6.7   |

\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\* 2020年3月から2025年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

\* 決算日に対応した数値とは異なります。

\* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

## 各資産クラスの指数

|      |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                              |
|------|-------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本株  | 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)                                       | 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。                                                                                           |
| 先進国株 | MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)                             | MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。                                                                                                  |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)                         | MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。                                                                                                  |
| 日本国債 | NOMURA-BPI国債                                                | NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。                                                                            |
| 先進国債 | FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)                                 | FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。                                                                        |
| 新興国債 | JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース) | JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。 |

## 代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

ファンドの  
目的・特色

投資  
リスク

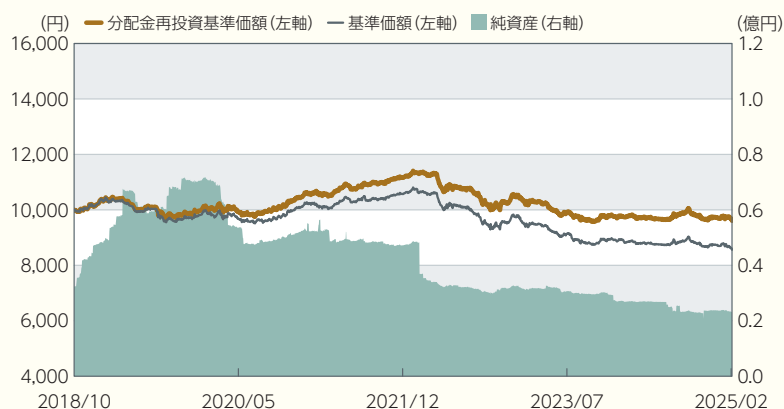
運用実績

手続・  
手数料等

## 運用実績

## ● 基準価額・純資産の推移

2018年10月12日～2025年2月28日



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

## ● 分配金の推移

|          |        |
|----------|--------|
| 2025年 2月 | 70円    |
| 2024年 8月 | 70円    |
| 2024年 2月 | 80円    |
| 2023年 8月 | 80円    |
| 2023年 2月 | 90円    |
| 設定来累計    | 1,120円 |

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

## ● 主な資産の状況

## 資産配分

| 資産    | 純資産比率   |
|-------|---------|
| 債券    | 92.59%  |
| その他資産 | 7.41%   |
| 合計    | 100.00% |

※マザーファンドを通じた実質比率を記載しております。

## 組入上位銘柄

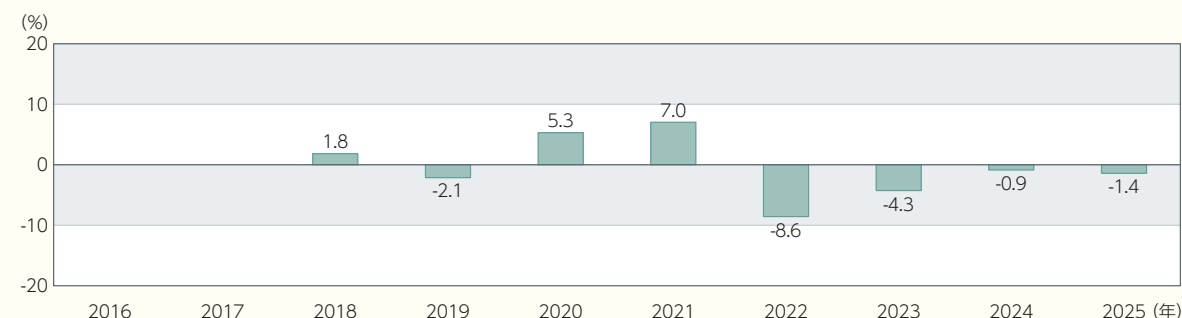
※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

## 中国人民幣元ソブリンマザーファンド

| 銘柄名                  | 償還日        | 利率     | 純資産比率  |
|----------------------|------------|--------|--------|
| CHINA GOVT BOND 3.19 | 2053/04/15 | 3.190% | 10.39% |
| CHINA GOVT BOND 2.91 | 2028/10/14 | 2.910% | 8.20%  |
| CHINA GOVT BOND 2.89 | 2031/11/18 | 2.890% | 7.57%  |
| CHINA GOVT BOND 3.72 | 2051/04/12 | 3.720% | 7.32%  |
| CHINA GOVT BOND 3.29 | 2029/05/23 | 3.290% | 7.30%  |
| CHINA GOVT BOND 3.25 | 2026/06/06 | 3.250% | 7.23%  |
| CHINA GOVT BOND 3.12 | 2026/12/05 | 3.120% | 7.01%  |
| CHINA GOVT BOND 3.27 | 2030/11/19 | 3.270% | 6.86%  |
| CHINA GOVT BOND 2.88 | 2033/02/25 | 2.880% | 6.23%  |
| CHINA DEV BANK 3.34  | 2025/07/14 | 3.340% | 6.05%  |

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

## ● 年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドにはベンチマークはありません。

※2018年はファンドの設定日から年末まで、2025年は年初から2月末までの収益率を示しています。

※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。  
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

○  
ファンドの  
目的・特色

○  
投資  
リスク

○  
運用実績

○  
手続・  
手数料等

## お申込みメモ

|                                                                                                   |                   |                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  <p>購入時</p>      | 購入単位              | 販売会社が定める単位<br>※詳しくは販売会社にご確認下さい。                                                                                                                                                                                                       |
|                                                                                                   | 購入価額              | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                                                                     |
|                                                                                                   | 購入代金              | 販売会社の定める期日までにお支払い下さい。<br>※詳しくは販売会社にご確認下さい。                                                                                                                                                                                            |
|  <p>換金時</p>      | 換金単位              | 販売会社が定める単位<br>※詳しくは販売会社にご確認下さい。                                                                                                                                                                                                       |
|                                                                                                   | 換金価額              | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額                                                                                                                                                                                                     |
|                                                                                                   | 換金代金              | 換金申込受付日から起算して、原則として7営業日目から販売会社を通じてお支払いします。                                                                                                                                                                                            |
|  <p>お申込みについて</p> | 申込締切時間            | 原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。                                                                                                                            |
|                                                                                                   | 購入の申込期間           | 2025年5月10日から2025年11月11日まで<br>※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。                                                                                                                                                                |
|                                                                                                   | 換金制限              | ありません。                                                                                                                                                                                                                                |
|                                                                                                   | 購入・換金申込不可日        | 以下に該当する日は、購入・換金申込の受付を行いません。<br>・中国の銀行休業日<br>・中国の銀行休業日が3日以上連続(土曜日、日曜日を除きます。)する場合、休日の期間開始日より4営業日前までの期間                                                                                                                                  |
|                                                                                                   | 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金申込の受付を中止することや、すでに受付けた購入・換金申込の受付を取消すことがあります。                                                                                                |
|  <p>その他</p>    | 信託期間              | 原則として無期限(2018年10月12日設定)                                                                                                                                                                                                               |
|                                                                                                   | 繰上償還              | 受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、やむを得ない事情が発生した場合等には繰上償還となることがあります。                                                                                                                                                                              |
|                                                                                                   | 決算日               | 毎年2月10日および8月10日(休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                                                                                                          |
|                                                                                                   | 収益分配              | 年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。<br>「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。                                                                                                                                                        |
|                                                                                                   | 信託金の限度額           | 5,000億円                                                                                                                                                                                                                               |
|                                                                                                   | 公告                | 原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。<br><a href="https://www.sbiokasan-am.co.jp">https://www.sbiokasan-am.co.jp</a>                                                                                                                       |
|                                                                                                   | 運用報告書             | 毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。                                                                                                                                                                                                 |
|                                                                                                   | 課税関係              | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。<br>ファンドは、NISAの対象ではありません。<br>配当控除および益金不算入制度の適用はありません。<br>※上記は、2025年2月末現在の情報に基づくものです。税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。 |

ファンドの  
目的・特色

投資  
リスク

運用実績

手続・  
手数料等

# ■ ファンドの費用・税金

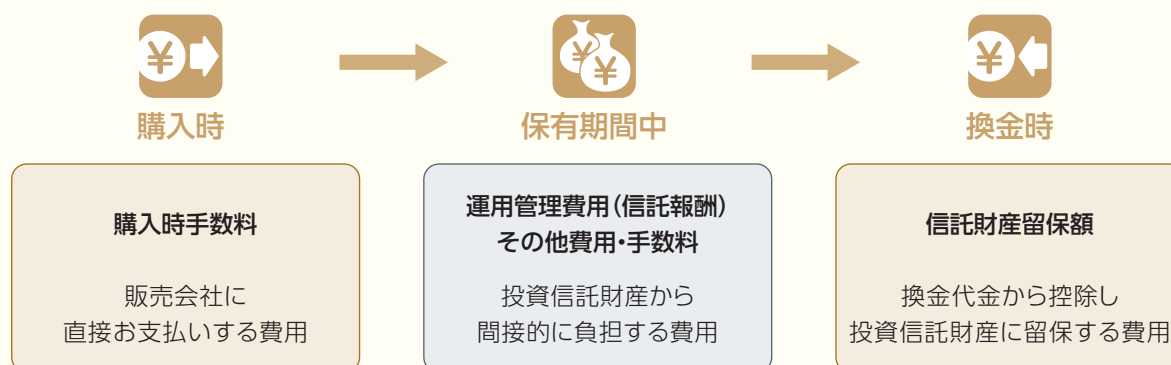
## ● ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用      |                                                                                                                                                                                            |      |                                        |                                            |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----------------------------------------|--------------------------------------------|
| 購入時手数料              | 購入金額(購入価額×購入口数)に、販売会社が独自に定める購入時手数料率を乗じて得た額<br><b>購入時手数料率の上限は、3.3%(税抜3.0%)です。</b><br>購入時手数料率は変更となる場合があります。<br>詳しくは販売会社にご確認下さい。                                                              |      | ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。 |                                            |
| 信託財産留保額             | <b>1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額×0.1%</b>                                                                                                                                                        |      |                                        |                                            |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 |                                                                                                                                                                                            |      |                                        |                                            |
| 運用管理費用<br>(信託報酬)    | <b>純資産総額×年率1.254%(税抜1.14%)</b>                                                                                                                                                             |      |                                        |                                            |
|                     | 配<br>分                                                                                                                                                                                     | 委託会社 | 年率0.55%(税抜)                            | 委託した資金の運用の対価です。                            |
|                     |                                                                                                                                                                                            | 販売会社 | 年率0.55%(税抜)                            | 運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。 |
|                     |                                                                                                                                                                                            | 受託会社 | 年率0.04%(税抜)                            | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。                 |
| その他費用・<br>手数料       | 監査費用:純資産総額×年率0.0132%(税抜0.012%)                                                                                                                                                             |      |                                        |                                            |
|                     | 有価証券等の売買に係る手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産でご負担いただきます。なお、マザーファンドの当該費用につきましては、間接的にご負担いただきます。<br><br>※運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。 |      |                                        |                                            |

※運用管理費用(信託報酬)、監査費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。その他費用・手数料(監査費用を除きます。)はその都度、投資信託財産から支払われます。

※ファンドに係る手数料等につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

## ご購入からご換金までの費用のイメージ



○  
ファンドの  
目的・特色

○  
投資  
リスク

○  
運用実績

○  
手続・  
手数料等

## ●税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期               | 項目       | 税金                                           |
|------------------|----------|----------------------------------------------|
| 分配時              | 所得税及び地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                |
| 換金(解約)時<br>及び償還時 | 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金に関する記載は、2025年2月末現在の情報に基づくものです。税法が改正された場合には変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## (参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書対象期間(2024年8月14日～2025年2月10日)の総経費率(年率)

| 総経費率(①+②) | 運用管理費用の比率① | その他費用の比率② |
|-----------|------------|-----------|
| 1.28%     | 1.24%      | 0.04%     |

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を対象期間中の平均受益権口数に対象期間中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※その他費用の比率は、マザーファンドが支払った費用を含みます。

※上記の前提条件で算出されたもので、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては直近の運用報告書(全体版)をご覧ください。



ファンドの  
目的・特色



投資  
リスク



運用実績



手続・  
手数料等

# MEMO

.....

.....

# MEMO

.....

.....

# MEMO

.....

.....

